

大阪市告示第1120号

大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）第11条第2項の規定により、電子計算機に記録した公印の名称、ひな型の番号及び用途を次のとおり告示する。

令和6年8月23日

大阪市長 横山英幸

名称	ひな形の番号	用途
専用公印		住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書及び個人番号カード記載事項証明並びに国外への転出による通知カードの返納に係る証明用
住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書及び個人番号カード記載事項証明並びに通知カード返納証明用 区長印	81の2	（使用する文書） 住民基本台帳カード 在留カード 特別永住者証明書 個人番号カード 通知カード

附 則

この告示は、令和6年9月1日から施行する。

（市民局総務部住民情報担当）